

# 甲州市立井尻小学校「学校いじめ防止基本方針」

2026年3月改訂

「甲州市いじめ防止基本方針」(令和8年3月改訂)に基づき、本校では「学校いじめ防止基本方針」を次のとおり策定する。

## I いじめの防止等のための対策に関する基本方針

### (基本理念)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。従って、本校では、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### (いじめの禁止)

児童は、いじめを行ってはならない。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見とともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらに再発防止に努める。

学校は、SNS上の誹謗中傷やなりすましが、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪等に該当し得る重大な人権侵害であることを児童に正しく理解させ「画面の向こう側に人がいること」を常に意識させる指導を行う。また、保護者に対しては、情報モラル教育の重要性とともに、スマートフォンの適切な管理や利用ルールの徹底が保護者の責任であることを周知し、家庭との連携を強化する。

### (いじめの定義)

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当する否かを判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。特にSNS等の匿名性や拡散性を考慮し、初期段階から警察と連携して証拠の保存や法的援助を求めることが不可欠である。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。警察へ相談・通報すべき具体的な事例としては、暴行や恐喝に加え、「SNSへの裸の画像の提供(児童ポルノ)」や「リベンジポルノ」等の重大なネット犯罪事例を含むものとする。

## 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

### (1) 基本施策

#### ①学校におけるいじめの防止

##### ◇学級経営の充実

- ・いじめが行われず、全ての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、Q-U調査等を活用して児童や学級の実態を把握し、きめ細やかに学級づくり、人間関係づくりを進める。
- ・傍観者とならず、いじめの防止等の対策のための組織への報告を始めとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。
- ・「わかる授業」の実践に努め、児童が学ぶ楽しさや成就感をもてるようにする。

##### ◇道徳教育の充実

- ・児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交渉能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- ・いじめに向かわない態度・能力の育成に向けた指導に当たっては、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう実践的な取組を行う。その際、人権を守ることの重要性や、インターネット上の誹謗中傷等が法的責任（名誉毀損罪・侮辱罪等）を伴う重大な人権侵害であることを、児童が自分事として捉え、議論できる実践的な取組を行う。

##### ◇特別活動の充実

- ・いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ・学級活動や縦割り活動を通じて、協力したり協調したりする経験値を増やし、人権尊重の精神や思いやりの心を育むと共に、居場所づくりを進める。
- ・集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校風土をつくる。

##### ◇相談体制の整備

- ・保護者並びに地域住民その他関係者との連携を図り、学習会を行うなど、必要な啓発活動を進める。
- ・保護者の相談日（時間）を設定する。
- ・必要に応じて、甲州市のSC、県のSC・SSW等への相談やカウンセリングへつないでいく。
- ・発達障害を含む障害のある児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる児童生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒、東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒を含め、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・「きずなの日」を月2回設定するなど、教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る教育相談に充てる時間を一層確保する。

##### ◇学校相互間の連携

- ・松里中学校、松里小学校、及び、児童の就学していた保育園・幼稚園等その他、近隣の小中学校との情報交換を行う。

## ②いじめの早期発見のための措置

### ※年間指導計画は別表

- ・いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を年3回実施するとともに、意見箱の設置等、必要な措置を講じる。
- ・いじめ調査実施後、担任との面談を実施する。
- ・児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう相談体制の整備を行う。

## ③いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

- ・いじめの防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図る。

## ④インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対する対策

- ・インターネットや携帯電話を通じて行われるいじめに対しては、関係機関（警察等）と連携するなどしてその状況を把握し、匿名性に隠れた事案であっても迅速に状況を把握し、早期発見、早期対応に努める。また、情報モラル教育を推進し児童の意識向上を図るとともに、保護者への啓発を進める。
- ・児童生徒に対して、インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。
- ・全校児童のインターネットに関する使用状況の調査を行い、現状把握に努めると共に、保護者に結果を公表し、スマートフォン等の所持に伴う法的・社会的な責任について保護者への啓発を強化する。

## (2) いじめ防止等に関する措置

### ①学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

- ・いじめの防止等を実効的に行うため、以下の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。  
〈構成員〉 校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、学級担任 甲州市 SC 井尻小 SC 等  
〈活動〉 アンケート調査並びに教育相談に関すること。いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童理解を深めること。いじめの事案に関する対処に関すること。  
学校基本方針を点検し、必要に応じて見直すこと。
- 〈開催〉 月1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。
- ・いじめの防止等を日常的、継続的に行うため、職員会議に情報交換及び共通理解を図る時間を設定する。  
〈構成員〉 全教職員  
〈活動〉 配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換を行い、共通理解を図る。  
〈開催〉 職員会議に時間を設定する。

## ②いじめに対する措置

- ・いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童と、保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの事実は認められないが、いじめに発展する可能性が推察される場合、その必要性が認められる時は、関係する児童、保護者に対する支援と助言を行う。
- ・いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるための必要性が認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。特にネット上の事案においては、被害拡大を防ぐための削除依頼や証拠保全について、速やかに専門機関の助言を仰ぐ。
- ・いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

### ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又はいじめの防止等の対策のための組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

### イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめの防止等の対策のための組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対応プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

## ③地域・家庭との連携

保護者や地域住民が学校との連携協力を協議する「すこやか会議」や青少年の健全育成を目指す「青少年育成甲州市民会議」、PTA 総会・学年部会等を活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

### (3) 重大事態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（以下、重大事態と言う）は、以下の対処を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、甲州市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該重大事態に対処する組織を設置する。
- ③ 当該重大事態の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 調査結果について、学校は教育委員会に報告する。

※不登校が30日に至らない場合でも、疑いがある段階で重大事態として調査を始める。

※児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったときは、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

### (4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を行うため、次の3点を学校評価の項目に加え、適正に本校の取組を評価する。

- ・いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- ・いじめの再発を防止するための取組に関すること。
- ・本基本方針の児童・保護者への周知及び、ネット上のいじめに関する啓発活動の実施状況。